

ご加入者の皆様へ

必ずお読みください

制度改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
2025年10月1日始期契約より、次のとおり補償内容等の制度改定を行います。なお、保険料等が変更となる場合がございますので、保険料等につきましては、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようよろしくお願い申し上げます。
本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒、宜しく願い申し上げます。

敬具

〔主な改定点〕

補償	改定項目	概 要
がん補償	がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。
	「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
	「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 ＜対象特約＞ 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約
医療補償	「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
傷害補償	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
	「特定感染症危険補償特約」の保険料改定	先般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大における収支状況等を踏まえ、安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 ＜対象特約＞ 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
介護補償	一部タイプの販売停止	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、保険金額を500万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止いたします。 現在K3タイプにご加入の方は、更新後はK2タイプ(保険金額300万円)での更新となります。
団体長期障害所得補償 介護補償	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 ＜終了対象のサービス＞ ■団体長期障害所得補償 ・「キャリアコンサルタント職場復帰支援サービス」 ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

●この保険は、全国中小企業団体中央会を契約者とし、中央会会員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国中小企業団体中央会が有します。「中央会の休業補償プラン」は、本制度のペットネームです。

＜ご注意＞
現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体名・組合名

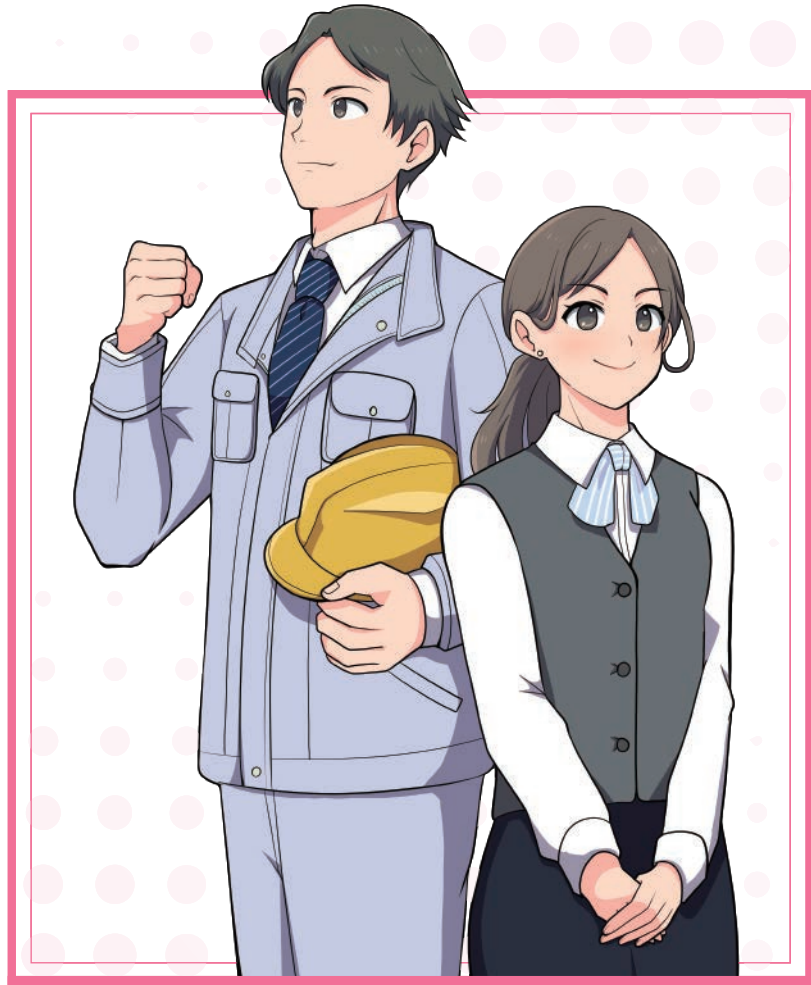
お問い合わせ先
【取扱代理店/引受保険会社】

E14-87170(4)改定202507
2025年7月作成 25T-000476

全国中小企業団体中央会
都道府県中小企業団体中央会会員の皆様へ

全国中小企業団体中央会の団体総合生活保険

中央会の休業補償プラン のご案内



割引率 **20%**



一年休業補償



長期休業補償



がん補償



医療補償



傷害補償



個人賠償責任補償



介護補償



携行品損害補償



ホールインワン・アルバトロス費用補償

保険期間

2025 年 10 月 1 日 午前 0 時から 2026 年 10 月 1 日 午後 4 時

※更新時の始期時刻は午後4時となります。

※募集期間等詳細はP.17「ご加入方法」をご確認ください。

保険料払込方法

ご指定の口座より毎月引き落としします(12月29日より引落開始)。

詳細については、P.17「ご加入方法」をご確認ください。

ご加入にあたっては、「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体あてにご提出ください。
「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

保険の対象となる方は、全国中小企業団体中央会または都道府県中小企業団体中央会の会員である団体・協同組合に加入している会員、会員企業の役員・従業員、全国中央会・都道府県中央会およびそれらの会員である団体・協同組合の職員本人およびその本人のご家族に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。
本人が団体の構成員でなくなった場合にはご加入いただけません。その際は、取扱代理店までご通知ください。詳細についてはP.17「ご加入内容に関する大切なお知らせ」をご確認ください。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は裏面「制度改定のご案内」のとおりととなりますので、本募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

全国中小企業団体中央会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
Tokio Marine&Nichido Fire Insurance Co.,Ltd

信頼の中央会の制度、だから安心。